

令和4年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会

日時：令和5年3月17日（金）

午後2時から午後4時まで

場所：大阪府立障がい者自立センター

1階 大会議室

○司会（大阪府地域生活支援課） それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」を開催させていただきます。委員の皆さまにはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課の柚木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、会議の開会に先立ち、大阪府福祉部の事務局（大阪府森脇医療監）よりごあいさつを申し上げます。

○事務局（大阪府森脇医療監） 大阪府医療監の森脇でございます。令和4年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、当部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。新型コロナに関しましては、ご承知の通り、新規要請者数がどんどんと減少傾向ということで、昨日はだいたい400少しというあたりまで減ってまいりました。ご承知の通り、3月13日からは、マスクの着用につきましては一定の配慮は求められつつあると。この施設は、先ほど納谷先生からお話がありましたが、病院ということもございますので、依然マスクの着用という配慮が必要でございますが、基本的には個人の判断に委ねられることになるなど、日常生活を元に戻していくような流れもありますことから、今回体面での開催ということにさせていただきました。

もちろん、オンライン開催を今までやらせていただく中で、それはそれでいい面もございましたが、やはりこのように顔を合わせて議論をさせていただくということも非常に大事なかなと思いますので、今後の感染状況も踏まえながら、より良い開催方法を考えていきたいと思っております。

さて、前回の会議では、地域支援ネットワークの再構築など、各種取組みについての方向性についてご承認をいただきましたが、官民一体でスピード感を持って取組みを進めるようにといったご意見もちょうだいしております。

本日は、第1回部会でのご意見も踏まえた取組みの進捗状況なども報告をさせていただきますとともに、今後の取組みにつきまして、より効果的なご参加につきまして、ぜひ忌憚（きたん）のないご意見をいただければと考えております。限られた時間ではございますが、活発なご議論をお願い申し上げます、大変簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《委員紹介》

○司会（大阪府地域生活支援課） それでは、本日ご出席の委員の皆さまをお手元の名簿に沿ってご紹介させていただきます。

熊取町 健康福祉部 障がい福祉課長の馬場（うまば）委員でございます。

社会福祉法人 豊中きらら福祉会 第2工房「羅針盤」 施設長の奥田委員でございます。

堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課長の小須田委員でございます。
社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会 総合相談支援課長の高田委員でございます。
社会福祉法人大阪肢体不自由者協会 障害者相談支援センターかたの 管理者の仲委員
でございます。

なやクリニック 副院長 納谷委員でございます。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 大阪障害者職業センター
次長の別所委員でございます。

一般社団法人 大阪府医師会 理事の前川委員でございます。

また、オブザーバーとしてご出席の皆さまをご紹介します。

大阪府岸和田保健所長の田邊オブザーバーでございます。

東大阪子ども家庭センター所長の箱嶋オブザーバーでございます。

本日は委員12名中8名のご出席をいただいております、『高次脳機能障がい相談支援体制連
携調整部会運営要綱』第5条2項の規定により、会議が有効に成立していることをご報告い
たします。

続きまして、事務局ですが、大阪府地域生活支援課及び大阪府障がい者医療・リハビリテ
ーションセンターが出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

《資料確認》

○司会（大阪府地域生活支援課） それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をさ
せていただきます。

まず、本日の次第、委員名簿、配席図、本部会の運営要綱、資料1から資料3までと参考
資料の1から7まででございます。不足しているものはございませんでしょうか。なお、本
部会につきましては、『大阪府会議の公開に関する指針』及び本部会運営要綱第9条の規定
に基づき公開とさせていただきます。個人のプライバシーに関する内容について、ご議論い
ただく場合は、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、
各委員におかれましてはプライバシーに関わるご発言をされる場合は、事前に事務局まで
お申し出ください。

それでは、本日の議事に移りたいと存じます。ここからの議事進行は、運営要綱第5条に
基づき、納谷部会長にお願いいたします。部会長、よろしくお願ひいたします。

○部会長 今でも部会長をさせていただいております納谷でございます。今日は何でこん
なに緊張するのかなあとさっきから考えておりますが。今まで私はずっとここへ来てやっ
とったんですが、だいたい出席者が2、3人で、あとはZoomでご出席をいただいていた
ということでございます。

《議題1》

○部会長 それでは、時間ももたないなので順番にこの議事に沿いまして事務局からご

説明をいただいて、その後で忌憚のない質問、ご意見をいただくということで進めてまいりたいと思います。それではよろしく申し上げます。資料1ですか。

○事務局（大阪府地域生活支援課） それでは、議題1「地域支援ネットワークの再構築」について、私大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課のオルセンよりご説明いたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、資料1の1ページ目をご覧ください。地域支援ネットワークの再構築については、令和3年度第2回の部会において、再構築するための研修を実施していきたいとご説明させていただいたところです。この地域支援ネットワークについては、大阪府が平成25年ごろを初めとしまして、身近な地域で高次脳機能障がいのある方を支える体制を構築し、関係機関が主体的にネットワークを運営することで支援が充実していくことを目的に、2次医療圏域ごとの地域支援ネットワーク体制整備費として、支援拠点機関への委託事業を実施していたものですが、予算措置が終わってからは、まだ近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響もありまして、体制が細々としてきましたので、このネットワークの再構築の方向性を昨年度の部会でご了承いただき、今年度令和4年度は、そのための仕組みづくりをしていくこととしておりました。

1ページ目以降には、その取組状況等を記載させていただいております。これらを基に、地域に根ざした自立的な地域支援ネットワークを再構築していくための効果的な方法等についてご意見をいただきたく考えております。

1番の取組状況の欄をご覧ください。令和4年8月に、地域支援ネットワークを継続していただいております泉州圏域のネットワーク拠点との意見交換を実施しまして、その後令和4年10月に、同じく地域支援ネットワークを継続いただいております中河内圏域のネットワーク拠点機関との意見交換を実施しました。加えて、令和4年11月から令和5年2月にかけて、泉州及び中河内圏域の全15市町に対し意見交換、及び今回の取組みに関する協力依頼を実施しました。

いずれも肯定的な受け止めをしていただけましたので、ひとまず地域支援ネットワーク再構築のための研修を令和5年度に泉州及び中河内圏域で実施する体制ができたというふうに考えております。

今後、圏域内の関係機関や、福祉事業所等へも声掛けを行い、市町村の協力のもとネットワーク拠点機関が中心となって研修を実施していくことにより、すでに形成されている地域支援ネットワークをより充実させていく方向としております。

大阪府としましては、ネットワーク拠点機関と今後も調整しつつ、研修のバックアップや、ネットワーク拠点機関とつながりの薄い支援機関との間の橋渡しなど、側面的な形での支援を実施してまいります。そして、令和5年度に泉州及び中河内圏域で会得した事例やノウハウをもとに、令和6年度以降他の圏域に水平展開していくことで、他の地域支援ネットワークが停滞している圏域についても、ネットワークの再構築を目指してまいります。

2番のスケジュール欄、中段では、令和5年8月以降に、今年度仕組みづくりを行いまし

た泉州圏域・中河内圏域について、来年度「地域別実践研修」という形で、地域支援ネットワーク再構築のための取組みを実施していき、また来年度はそれと並行して、他の圏域について今年度のようなアプローチを図っていただけると考えております。

そして、繰り返しになりますが、この取組みを令和6年度以降に泉州・中河内圏域以外の圏域でも行っていただけると考えております。

3番は、「市町村等からの意見」とさせていただいておりますが、先ほど申し上げました通り、今年度泉州及び中河内圏域の全15市町との意見交換を行いましたので、その際にいただいた意見を掲載させていただいております。上から、「複層的な課題を抱える相談者が多く、医療や教育との連携を求められることが多くなった。」「医療とのパイプがないので地域支援ネットワークができるのは有難い。」「医療との連携も必要なので声をかけてくれれば協力する。」「PRは広報に掲載させてもらう。」と、肯定的な意見が目立ちました。

続きまして、2ページ目をご覧ください。4番「各圏域の現在の活動状況等について」とありますが、来年度に研修実施を予定しております泉州圏域及び中河内圏域の現在の活動についてまとめております。それぞれ支援拠点機関となる事務局については、病院が担っていただいております、構成メンバーや連携状況については記載の通りです。

下段の活動状況についてご説明しますと、泉州圏域につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、研修会などの実施を控えているという状況でして、中河内圏域も同じく新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4年度は定例会を2回Webで開催しており、その他月1回程度役員会を開催しているという状況です。

3ページ目をご覧ください。5番「ネットワークのイメージ」とありますが、今後各圏域で充実・再構築を目指すネットワークの理想像としまして、イメージを掲載させていただいております。まず、高次脳機能障がい者を中心としまして、そこに対し、行政機関・教育機関、障がい福祉サービス事業所、医療機関、各種相談機関、当事者・家族など各支援機関が網目につながり、そこに対して大阪府としましては、圏域からの相談を承るであったり、受けた相談を踏まえて援助や助言を行うといった側面的な支援を行っていただけると考えております。

右下に記載しております通り、各圏域においては拠点機関が中心となって連携し、自主的に運営がなされているという状態が望ましいと考えております。

以上をもちまして、資料1「地域支援ネットワークの再構築」についての説明を終わります。効果的な地域支援ネットワークの再構築についてであったり、取り組んだ内容、今後の進め方などについて、ご意見をいただけますと幸いです。以上です。よろしくお願いいたします。

○部会長 はい、ありがとうございます。一応圏域の中で、いろんな福祉、医療関係間ができるだけネットワークをつくっていかうということですが、何かご意見、ご質問があれば、ご自由にどうぞ。何かございませんでしょうか。

ではよろしいでしょうか。今ちょっと頭を出しているのは泉州・中河内圏域ということな

んですが、堺市も大阪府だと思っんです。堺市は何もしてないみたいに思われますが、私はかねてより堺市は今までで一番ネットワークが進んでいるところであると思っています。堺市立健康福祉センターを中心に、うちのクリニックも入れていただいて、日本で一番ですと言って回っていて、どこからもいや、うちの方が進んでいるという意見がないので。

それから、大阪市も大阪市総合、大阪市立大学、それからご存じの森之宮病院等々もそうですね。いっぱい医療機関があって、ほっといてもネットワークとしてつながっていくわけですね。そういう、そこの何かをすっ飛ばしてこの泉州と中河内が出てくるというのがよく分からないんですが、それは何か大きな理由があるんでしょうか。

○事務局（大阪府地域生活支援課） 堺市についてなんですが、今現在もネットワークの活動を続けていただいて、充実させていただいているというところで、そこについてはもう異論のないというか、本当に感謝申し上げたいというところではございますので。

ただ、堺市であるとか大阪市につきましては、政令市ですので、まずは泉州圏域・中河内圏域というところで取組みを進めさせていただいて、一定ノウハウを形成させていただいた段階で、来年度、また再来年度以降、取組みを他の圏域でもできたらなあというふうに考えております。

○部会長 大阪府全域に広げたいんですね。そうであれば、各圏域を挙げて、それぞれの取組状況を出していかないと、いつまでたっても大阪府全体に広がらないのではないかと。

例えば、豊能地区。何も無いわけではないですね。他にも同じようなことはあるわけですよね。圏域を並べて、それでそこの特徴と進んでいるところを書いていけば、こういうことはこの圏域に行って聞こう。大阪市だったらどこかな、堺市だったらどこかな、取組み、それぞれの圏域の医療機関なり福祉機関が分かると思うんですよ。なんかこの二つだけ出てくるのは納得がいかないんですけど。

いかがですか。もうちょっと大阪府全域を並べたらいかがですか。何も無いところは、今のところ何も無いと書くしかないですね。

○事務局（大阪府地域生活支援課） 納谷部会長ご指摘の通り、堺市と大阪市さんにつきましては、自市で積極的に取り組んでいただいているというところから、大阪府としては、まずは他の圏域。細々と、先ほど申し上げた通り、大阪府が委託事業として予算措置をしていた時代から予算措置が終わって、地域に根ざした支援ネットワークの存続を目指していたんですが、コロナの影響もあったりして、細々となってしまうところに、後方支援をしていきたいというところまで、まずは来年度については泉州圏域と中河内圏域に支援を集中して行いまして、その形が形づくられましたら、それを府内に横展開する意味で、他の地域にも広げていきたいと考えております。

それで、堺市さんと大阪市さんについては、すでに取り組んでいただいているんですが、その状況の情報共有がまだできていない部分もありますので、今後は情報を共有させていただいて、部会にもご報告をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○部会長 医療機関の表には大阪市も立派に入っとるんで、おっしゃることを入れたらいいと思うんです。先に進んでいるから、府は今のところノータッチですからというような書きようがあります。でないと、この資料を見た大阪府民は、よそはないんやろうなあと思いますよね。そこはちょっと、配慮した資料のつくり方を。

○事務局（大阪府地域生活支援課） はい、分かりました。誤解のないようにさせていただきますと思います。

○部会長 よろしいでしょうか、堺市の方でしたけれども。どうぞ。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） この取組みの方向は正しいと思って大いにやっていただいたらいいんですが、今のご意見にありましたように、以前同じ取組みを何年前にやって、結局立ち消えになってしまったんですよね。それで、また今回やっぱりやらないといけないということなので、今回やるからにはやっぱり継続される仕組みというのを今から考えとかないといけないんですね。始めたのはいいけど、またおんなじことの繰り返しになっちゃうと。

そういう意味では、例えば今納谷先生がおっしゃったように、進んでいるところはどうぞずっと継続してやっていけているのかという、そのノウハウを今回立ち上げていく。まず泉州・中河内、そして広げていく圏域に伝えてあげることが、とても一つ大事になっていくのと。

それから、ようやくもう1回立ち上げて始めていったところが継続するように応援してあげないといけないので、なかなか資金的には難しいんだと思うので、例えばこういった今日の部会みたいところに、ちょっと30分枠か何かをつくってあげて、幾つかの圏域で10分ずつ1年間の活動を発表してもらおうとかですね。それで、素晴らしいと褒めてあげるということをすると、来年もまた発表せなあかんとするとサボれないなあということになるので、何かそういう継続していく仕組みも、今からちょっとずつ考えておかないといけないかなと思います。以上です。

○部会長 ありがとうございます。名簿を見せていただいたら、各圏域から、兵庫県からも来ていただいています。何かご自分のところの施設を越えて、ご意見がございましたら。地域ネットワークということで、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 ありがとうございます。私は令和元年から宝塚市の社会福祉協議会にいてまして、それまでは箕面市の社会福祉協議会にいました。平成27年から生活困窮者自立支援事業というものがスタートしてまして、いわゆる制度のはざまにいらっしゃる方々とか、複合的な課題を抱えていて、どこにもぴたりくる相談機関がないというような方々の相談を主に受け取って、そこから課題整理をしていきますというような事業なんです。私が在籍してた箕面市社協と宝塚市社協の中で、ちょっと数えてみましたら、名前が浮かぶだけで約15人の方。診断をきちんと高次脳機能障がいというふうに受けた方と、エピソードなんかで高次脳機能障がいかなというような方を含めると、約15名の方の名前が挙がってきました。

そういう方々を支援するときに、やっぱり地域に住んでいらっしゃるということに重きを置きますと、近所の人たちから肩身の狭い思いをしていらっしゃる方と、またそのご家族というのが結構多かったものですから、今まさにこの連携ネットワークの中で、地域の住民とか、例えば民生委員さんとか、こんな方々へのアプローチなんかも本当は必要なのかなというのを経験上感じました。

もう一つ、社会福祉協議会の実情から言いますと、コロナの影響で収入が減りまして、生活が立ち行かないということで、コロナ特例の貸付、また給付というものがたくさん制度としてありました。この間、非常に多くの方が利用されていますので、その方々と接している中で、ご家族の中にまた同じように高次脳機能障がい、脳出血の後遺症のまま、仕事に戻れずにいらっしゃるとか、交通事故の後、ご家族がなかなか対応に困っていらっしゃるという方が非常に今浮かび上がってきている状況です。

なので、部会長さんがおっしゃったように、この圏域以外のところでも、今社会福祉協議会がめちゃくちゃそういうケースを掘り起こしている状態でもありますので、早いうちに今その償還が始まっています。返済が始まっていますので、償還指導、償還のための相談というのを各市町村の社会福祉協議会が取り組んでいますので、早いうちに種をまいておくと、この高次脳機能障がいの多大な方々に関しても、早いところに関わりが、ネットワークでの関わりが持てるのかなというふうに考えました。以上です。

○部会長 ありがとうございます。他ございませんでしょうか。宝塚には Wakaba という高次脳の地活がありますし、豊中はもうずいぶん古い昔というか、何年か前に社協がずいぶん頑張られて、アンダンテという家族会をつくられた。今河内長野の社協とか、いろいろな形でわれわれもお付き合いさせていただいた。

思い出すわけではないんですが、全部、いろんなところで社協や地域にお世話になっています。他何かございませんか。

○委員 ネットワークを構成するようなサービスとか機関とかを一覧化されているとありがたいなという話なんですけど、先ほど納谷先生がいろいろおっしゃっていた地域で活動していらっしゃるような機関とかサービスとかが、地元の方はよくご存じだったりするのかもしれないんですけども、私ども大阪府内全域の就労支援をしていると、どこにどんな機関があるのかということがあんまり分からなかったり、ニーズは分かっているんだけど、どこにつなげばいいのかということを経験として持っていないと、どちらに声を掛けていいのかということがちょっとよく分からないというようなところがあります。

企業の方だとか、あるいは高次脳への支援にあまり慣れていらっしゃらない方があの方は高次脳機能障がいかもしれない、何らかのサービスが必要だと思っても、どこにつなげばいいのかわからないという状況があるのではないかなと思っていて、その医療機関の一覧がつけられているんですけども、他にここに支援体制というふうにあるような支援がどこにあるのか、あるいはないのかというふうなことが一覧化されていると分かりやすかったり、今後何をしていくべきなのかということが見えやすくなるかなと思いました。

○部会長 ありがとうございます。高次脳機能障がいの方というのは、今適切なリハビリと、就労支援移行事業所もいっぱいある。堺市内でも数えられないぐらいあると思います。そういうところを利用して、高次脳機能障がいの方はすいぶん就労されている。

やっぱり数は確かに発達障がいほどないかもしれませんが、私は高次脳機能障がいのリハビリや福祉や医療は非常に大事ではないかと思います。他ございませんか。どうぞ。

また後で、時間が取れるだろうと思いますので、事務局、次説明をしていただけますか。

《議題2》

○事務局（大阪府地域生活支援課） はい、それでは、議題2「診断・治療が可能な医療機関の把握と連携」に関しましてご説明いたします。

診断・診療を受けることができる医療機関を当事者・家族が把握できるようにするという必要性であったり、医療従事者や支援者などが、地域の資源を発見しやすくなるというメリットを踏まえ、診療等が可能な医療機関の一覧を作成・公開しておりますが、この議題では主にはその医療機関一覧の今後の有効活用等についてご意見をいただきたく考えております。

資料2、ページ数で言いますと4ページ目をご覧ください。1番は取組状況についてです。令和4年7月からは、大阪府の相談支援センターのホームページに公開させていただいております。その時点では、81機関を高次脳機能障がいの診断・診療等に取り組んでいる医療機関として掲載しておりました。その後についてですが、掲載後個別に医療機関に依頼しまして、5件追加掲載しました。また、閉院のため1件削除し、2月時点では掲載件数85件と、公開当初から4件の増となっております。

ただ、大阪府としましては、掲載件数が増えたことだけをもって良しとするのではなく、まず公開されている医療機関の一覧がデータとして新鮮であること、加えて「この一覧に掲載されている医療機関であれば必ず診療してもらえ、安心して頼れる」というような、本当の意味での診断・診療が可能な医療機関が一覧として掲載されていることが大事と考えておりますので、それを念頭に、今後も診断や診療等のできる医療機関の把握や連携の強化を図ってまいります。

2番は掲載位置とさせていただいておりますが、大阪府の高次脳機能障がい相談支援センターのホームページ内に掲載しております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。5ページ目は、実際にホームページに掲載しているイメージになります。大阪府の高次脳機能障がい相談支援センターホームページ内で、「高次脳機能障がいの診断・診療等に取り組んでいる医療機関の一覧」というリンクがございますので、そちらをクリックいただきましたら、下記の通り一覧が表示されます。

下記は一覧の抜粋ですが、今回も部会資料の「参考資料5」という形で、医療機関一覧を入れておりますので、そちらもぜひご確認ください。

続きまして、6ページ目をご覧ください。6ページ目は、同じく診断・診療ができる医療

機関の把握と連携という部分で、大阪府でも取り組んでおります「高次脳機能障がい自動車運転評価モデル事業」について皆さまにご説明させていただきます。

1番の概要についてご説明します。本事業では、すでに自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がい者の方に対し、医師による診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを、大阪府・堺市にて平成26年の9月から実施しております。すでに自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がい者の方が、安心して安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性相談センター）から提出を求められる診断書を適切に作成することが目的の事業となっております。

2番の取組状況についてです。先ほど申し上げました通り、平成26年の9月から大阪府及び堺市で実施している事業として、下記の通り堺市圏域においては、なやクリニック・堺市立総合医療センター、その他大阪府全域においては大阪急性期・総合医療センターが実施していましたが、大阪府公安委員会に提出する診断書の作成も含め、身近な地域で自動車運転の再開が図れるよう、大阪急性期・総合医療センターとともに、本事業で得られたノウハウを提供しながら、医療機関及び自動車教習所に協力を打診していくことで、各圏域へモデルの水平展開を行っております。

下記の通り、令和元年から泉州圏域の葛城病院と岸和田自動車教習所、令和3年から北河内圏域の川口脳神経外科リハビリクリニックと香里自動車学校、令和4年から大阪市中南部から南河内圏域の東住吉森本リハビリテーション病院と近鉄自動車学校といったパイプができております。今後も、各圏域で一つはこういったパイプがつくれるよう、モデルの水平展開を進めてまいります。

以上をもちまして、資料2「診断・診療が可能な医療機関の把握と連携」についての説明を終わります。先ほども申し上げました通り、医療機関一覧の今後の有効活用等について幅広くご意見をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長 一つのテーマでありますので、まず医療機関連携のところではいかがでしょうか。
○事務局（大阪急性期・総合医療センター） 後でちょっと辻野先生のご意見も聞きたいのですが、この5ページ目にある丸が付いていて、どの診断書が書けるかというのは一つ、これは素晴らしいと思うんですね。ただ、ここの4ページ目の取組状況の7月以降のところはうたわれていますが、診断と診療に取り組んでいるという、この診療のことが。ここには診断書が書けるということが選べるようになっていて、三ついけるのか二つだけなのかと。

それで、私は高次脳機能障がいの患者さんを実際に診ることがないので分からないんですが、診療内容に例えばAという内容とかBとかCとかいろいろあるのであれば、この病院では、うちはAができます、うちはABができます、うちはABC全部できますというふうなことがさらに分かれば、利用者はとても助かるし、いやいや、高次脳障がいの診療自体はAもBもCもないんだと。もう来られたら、最初からABCなんだということであれば、そういうことはもうここには該当しないので、もうこのままでいいということになるんですが、その内容についてご教示いただけますか。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） 恐れ入ります。残念ながら高次脳機能障がいというのは、内服薬や注射や手術や、そういう有効な治療法があるわけではございませんので、当院の場合は発症して比較的時間もない人に対しては、外来でリハビリテーションを行っております。なやクリニックはおそらく慢性期の患者さんにもリハビリ的なことはなさっていると伺っておりますが、そういうリハビリテーションを提供するというのと、あとは日常生活や社会生活に対するアドバイスを行って、就労支援など福祉との連携を図っていると。それが診療ということに当院では少なくともなっております。それを細かくABCと分類した方がいいかどうかは、ちょっと微妙なところかもしれません。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） そうすると、例えば外来リハビリをやっていますか、やっていませんか、丸ペケ。入院リハビリをやっていますか、やっていませんか、丸ペケ。就労支援はやっていないところはあまりないと思いますが、やっていますか、やっていませんか。ただ、今先生がお話しになった内容でも、その三つの項目を丸ペケで追加することはできるでしょうね。それが適切なかどうかまで、ちょっと僕は専門外で分からないんですけど。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） できると思います。ただ、外来リハビリテーションはやっておりますけれども、患者さんにある程度、当院の場合はですけれども、選別といたしますか、必要性を考慮しながら決めておりますので、高次脳機能障がいの患者さんによっては、それをちょっと過剰に期待して来られる可能性があることは少し心配なところではありますけれども。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） すみません、しつこくて。患者さん目線になったら、たぶんうちの家族は、ちょっと外傷が落ち着いて、なっているけども、やっぱり外来で、家の近くのどっかの病院でリハビリができるのであればうれしいなと思ったときに、ここに例えばそういう外来リハビリができるかできないかがあれば、選択しやすい。

ただ、先生がおっしゃるように、外来リハがあると書きちゃうと、今度は過剰な期待を持って来られるので、いやいや、それはもう最初からあんまり記載しない方がいいんだと。診てもらってから、患者さんを診ながらやっていく方がいいんだというのであれば、ここに載せない方がいいし。というようなことかなと。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） まあ微妙なところで検討する価値はもちろんあると思います。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございます。今おっしゃったように。この診断書作成の中に、一つは労災の診断書をちゃんと書いてくれるかどうか。それから、交通事故の診断書というのは一定あるわけですね。そういうこともあった方がいいかなと、私は思います。

というのは、診断書を書くのに真面目にやれば1時間、2時間かかるんです。そうしたら、だいたい残業になってしまって。なかなか難しいところがあります。労災と交通事故の診断書ですね。あとはどんなことができますかというのは、おっしゃったようにある程度大ざっぱでもいいですが、何かもうちょっと丸をすることがあってもいいのかなと思ったりし

ます。

他どうでしょう、医療機関のところ。はいどうぞ。

○委員 利用者の方で、まず病院の方に運ばれたときに、身体的な部分をまず何とかしたいということでリハビリをされて、そのときに高次脳機能障がいという診断がなくても、自宅に帰って、時間がたってからご家族が何かいつもと違うということで高次脳がわかることがあります。そのときは高次脳機能障がいという言葉に分かっていない方もいらっしゃるんですが、地域に帰ってから何かおかしいといういろいろ調べたときに、高次脳機能障がいかもしれないと気づかれる。

自分が住んでいる地域で診療・診断ができるということがすごく大事だと思うんですね。そのときに、大ざっぱな診療ができる、できないではなくて、病院の規模等によって条件があると思うので、こういう条件であれば診察ができる、診断ができるということが書いてあると、たらい回しになることなく、諦めずに済むと思いますので、そういった細かな情報があると非常に良いかなと思います。

○部会長 ありがとうございます。その通りでございます。さっきもどなたか事務局の方に言っていたんですが、非常に比喩的に言いますと、高次脳の人って病院退院間際ってよくなるんですね。何もかもできるし僕大丈夫ですと。家へ帰ったらあれ、何かおかしいな。そこもクリアすると、今度は職場へ戻ったら、あれ、仕事ができないな。何段階にも高次脳というのはやっぱり家族や本人に自覚されていく場面がありますので、そういう意味では何かおかしいなと思ったらここへ相談に行くという。

幸い国の事業もあって、大阪府の場合は、堺市もそうですが、相談機関というのはちゃんとあるんで、そこへ電話すればどこかにつながるだろうと思うんですけど。

ということで、そういう情報は非常に大事だと思います。他どうでしょう。医療機関の先生方。逆に利用される立場の方。

○委員 全然違う話なんですけど、先日ある研修会が終わった後、フロアから2人の先生が相談があると言って来られました。お二人の話では高次脳機能障害の診断書を本当に書いているのはお二人を含め3人の高齢の先生達で、書類を山のように書いておられ対応しきれない、自分たちも高齢で医者をやめる時期が近付いている。先生方でなんとか若い先生方を含めたシステムをつくってほしいというお話でした。今日の御報告のデータをみればこんなに診断書の対応をしてくれる医療機関があることを知り驚いています。

しかし、システムがあってもそれがきちんと機能するかが大切で、実際、この診断書を書くには情報をしっかり集め話を聞いてという事で大変な時間がかかるものだとその話し合いのなかで聴きました。ちゃんとした診断書が作成されているかということが大切で、本日お示しいただいた診断書対応可能な医療機関リストは素晴らしいことだが、それがしっかり機能するようメンテナンスをしてほしいと思いました。また、思いついたことがあれば話させていただきます。

○部会長 先生、これで私、年金もらえますかと言って、よそで書かれた年金の紙を持って

こられて、困っていることを書く欄に日常生活問題ないと書いていらっしやるんですね。これでは、いくら何でもお金は出ませんねと言って、うちでまた引き受けたこともあるんですが、書けるとおっしゃっても、そういう書けるはちょっと困りますし、それから勤務医、あるいは大きな病院にお勤めの先生にとっては、年金あたりになってくるとちょっとしんどいという本音もあるのかなと思いますので、その細かいニュアンスは難しいですが、どのぐらいの診断書が書けるのかというのをもう少し丁寧であっていいのかなと思いました。次回調査のときはよろしくお願いします。先生どうぞ。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） 大きな病院で診断書を書いてもらいにくいということについて幾つか、国の行政の問題もあると思っております。例えば回復期病棟の専従医は外来をしてはいけないというような規則がありますので、回復期病棟を退院なされて、半年後ぐらいにご家族が、やっぱりこれは高次脳機能障がい困っているというときに、元の入院していた病院に頼んだら、もう半年たっているからうちではできませんと。非常にリハビリテーションに関しては高名な病院であっても、そういう姿勢を取られることがあります。

それは、先ほど言いましたように、専従医では外来できないことが一つありますし、リハビリテーション、回復期病棟の要件、一番高い点数を取ろうと思ったら、やっぱり入院患者を診るのもう必死なんですね。外来をやっている余裕がなくなってしまうわけです。

あるいは、前もこの会議で申し上げましたように、精神障がい者手帳はあんまり高次脳機能障がいの場合は2年たっても3年たっても変わらない方が多いんですが、何回も更新しないといけないという問題がございます。そういう問題も、機会があれば国の行政に申し出ていただくのが大事ではないかなあと感じております。以上です。

○部会長 私もあんまり、正直言って知らなかったんです。回復病棟で診断書を持っていったら書けんと。じゃあ先生がおっしゃるように、法律上書けんところもあるんですね。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） 専従医は外来ができないという、そういう法律でもあるかもしれません。ですから、制限された上になってしまっていると。

○部会長 入院中は書けるけども、外来では書けないということを言われたと。そういうのはやっぱり、ちょっと書いといてあげんと、どっちかが悪者になってしまうかなあとと思いますね。はい。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） こういうホームページをつくられるととてもいいので、さらにこれからも発展させていってとおっしゃっていましたが、その通りで、利用した方に利用された後でも結構ですから、もしあれであれば、ここに再度ここを。このホームページを開いていただくと、意見が書けるような自由欄をつくっておいて、たぶんひよっとしたらA病院はとんでもなかったとか書く人もいるでしょうけども、そういうことではなくて、期待して行ったけど、実はこういうことがそこではしてもらえなかった、こういうことの情報を入れといていただいたら、あんまりたらい回しにならずに済んだのという意見が必ず浮かび上がってくるはずなんですよ。

だから、それに返答を返してくれる人が何人いるのか、どれくらい業務量が増えるのか分かんないんだけど、そういう双方向のやりとりをして、それはもちろん事務局の人だけが見られるようにね。

そういうような形の双方向にしてあげると、今この資料に丸が付いていますが、まだ何の情報を実はここに載せてあげないといけないのかなということが分かって、より患者さん、家族にとって、利便性の高いものにたぶんなっていきやろうと思うんですね。そういうことをしていただいたらいいなと。

○部会長 ちょっと時間の関係で次、自動車運転のこと、何かご質問とかはございますでしょうか。

ここでやってあげるというところが、やっぱり自動車学校が多いんですかね。どうですか、教習所になっても。自動車学校というのは、やっぱり僕はあんまり知らなかったんですが、自動車教習所とはレベルが違う。それで、警察のOBも多いし、学校という誇りを持っておられる。そういう気持ちでやっていただいているのかなと。べつに差別をするわけじゃないんですが、他にもいっぱい学校があれば、まずそこから始めてもいいのかなと思ったんですが、いかがなんでしょう。もう学校は終わりですか、これで。他にもあるんでしょうか。

○事務局（大阪府障がい者自立相談支援センター） 自動車学校協会の方に、自動車学校、高次脳の障がいの、このモデル事業を受けてくれそうな学校を紹介してくださいというような形で、積極的に紹介していただいたんですよ。それで、まだ余力はあると思います。

あと、その地域、各圏域ごとに1カ所ずつ自動車学校と、そのモデル事業をやってくれる医療機関、セットで進めていきたいな、水平展開をとという状況で、今この病院のエリアであれば、この自動車学校みたいなのとら辺でマッチングをしながら進めていきたいなと思います。

○部会長 ありがとうございます。ずいぶんかつては、大阪府自動車運転が遅れていたと私も思っていたんですが、この間東京の拠点病院の作業療法士さんがうちに見学に来られておっしゃっていたのは、東京は必ずしも実車評価をやっていないんですね。シミュレーションだけで丸をしたりしている。シミュレーションだけではやっぱり難しい。大阪はもうちょっと全域に広げていただいたら、日本一ではないかもしれませんが、かなり恵まれるのかなと思うので、よろしく願います。他何かございませんでしょうか。

○事務局（大阪府障がい者自立相談支援センター） 北大阪といいますか、北摂地域などにはあんまり広がっていないように見えますが、あまり手を挙げるところがないということでしょうか。

○事務局（大阪府障がい者自立相談支援センター） 今ない圏域には随時広げていきたい病院、自動車学校マッチングというような形で随時広げて。これで終わりではなくて、各圏域に1カ所ずつというところ辺を目指して頑張っていきたいと思います。

○部会長 他ございませんか。一つ思い出して、先ほどのエピソードを私も別のところから聞いているんで。医師会に直接というのも分からないことはないんですが、できれば各圏域

でそういうちゃんとした診断書を書いてくれるところがないとか、うちみたいにぼちぼち高齢だから危ないんじゃないかというようなところは、5大学を回っていただいて、新たに医者を送ってくれと。

あるいは、あの先生の後を継いでくださいというような。もちろんその先生とマッチングはありますけれども。そういう動きを大阪府の方からやっぱりしていただけないのかなと思います。

昔私、大阪府の職員さんと5大学を回って。大学病院の精神科は高次脳はやっていないと言ったら、それなら脳外科へ行きなさいとか、とても冷たくあしらわれたこともあるんですが。ちょっとお願いする趣旨が違いますので。だから、そういうことも、大阪府さんよろしくお願いしたいと思います。

ほかにご意見はございますでしょうか。

《議題3》

○部会長 では次、事務局の方。

○事務局（大阪府地域生活支援課） はい、それでは、議題3「高次脳機能障がいの普及啓発の方向性」について、ご説明させていただきます。この議題では、効果的な普及啓発方法についてご意見をいただければと思います。

資料3をご覧ください。ページ数で言いますと、7ページ目になります。資料3についてご説明いたします。まずは1番「普及啓発イベント」についてです。府民を対象として普及啓発を図ることで、自分や家族の身に起きたときの対応について知ることができ、その結果、適切な支援機関により早くつながることができると考えられることから、大阪府としてはこれまで集客施設、中でもイオン株式会社との包括連携協定に基づく公民連携の取組みとしまして、イオンモールにてイベントの実施による普及啓発を行ってまいりました。

今年度の6月の4日に、イオンモール日根野にてイベントを実施させていただきましたが、来年度も、イオンモール茨木にて今年度の6月の25日にイベントを実施する方向で調整しております。

来年度のイベントの内容についてですが、今年度のイオンモール日根野でのイベントで脳トレ体験が盛り上がったのと、もずやんに来てもらったの撮影会も、買い物客などを多く呼び込めたという点から、脳トレ体験と、もずやんの撮影会の二つは次回も実施の方向で考えております。

一方で、これまでやっていない新しいことが何かできたらという部分で、例えば専門家の方などによる講演会ができないかと考えておまして、あくまで案という形で内容欄に記載させていただいているところです。

続きまして、8ページ目をご覧ください。2番「普及啓発用ツール」についてです。普及啓発を行うため、府民や支援者の方が、いつでも気軽に知識を習得することができるような普及啓発用ツールの作成・公開に向け、令和4年の11月と令和5年の1月の2回検討会を

開催いたしました。構成員の意見を踏まえつつ、令和5年から数年かけて作成・公開を予定しております。

構成員は、医師、セラピスト、支援者、当事者・家族となっております。このうちの支援者として、当部会の委員でいらっしゃいます奥田委員に構成員として参加いただいております。

検討会では、構成員から「1本辺りの時間は短めの方が見やすい」「事例ごとに作成するとわかりやすい」「発達障がいや認知症との違いを切り口にする、高次脳機能障がい以外の方が見る機会も増える」といったさまざまな意見がありまして、それらを踏まえ、作成する動画のテーマ案としては下記の表の通りとなっております。

令和5年度は①事故や脳の病気のあともしかすると②診断してもらうには～発達障がい・認知症との違い～といった高次脳機能障がいなどの知識的な部分の説明を行い、令和6年度以降は「家庭内でこんなことありませんか？」や、「買い物・銀行でこんなことありませんか？」「職場でこんなことありませんか？」など、個別的な事例を基に対応方法をお示しすることで、内容が具体化され、イメージを持ってもらいやすくなるのではないかと考えております。

ここで、令和5年度作成予定の①②につきまして、まだ作成途中の草案という形にはなるんですが、皆さまに見ていただければと思います。

すみません、この奥のスクリーンの方に動画の案を映させていただいていまして、本来であればイラストを外部の方につくっていただくとなったりナレーションを付けてという形で考えているんですが、今現在作成途中というところがありますので、私の方でナレーションの代わりということで、動画の案の方を進めていければというふうに思います。

まず、ある雨の日、大学生のAさんはバイクで走っているときにスリップして転んでしまいました。転んだ弾みで対向車と衝突してしまい、10メートル以上体が飛ばされ、頭を強く打ちました。通りかかった人がAさんに「大丈夫ですか？大丈夫ですか？」と声を掛けるも、Aさんは意識がもうろうとしており、呼び掛けに答えることができませんでした。ほどなくして到着した救急車に乗せられ、Aさんは救急病院へと運ばれていきました。

素早い対応と処置により、Aさんは一命をとりとめましたが、意識はもうろうとした状態が続きました。呼吸も安定しなかったため、集中治療室で治療を受けることになりました。

入院から三日目、Aさんは目を覚ましました。家族の顔が目に入ってきたときは、状況が理解できませんでした。それでも目を覚ましたことに家族は大喜び。Aさんも、家族から話を聞く中で、徐々に状況を理解しました。

意識が完全に戻り、会話がしっかりできるようになったAさんは、一般病棟に移りました。体のリハビリを約3週間頑張り、ずいぶん回復したため、退院することになりました。

ここで、Aさんが大学に戻って、今までのようにうまくいかなかったと。それは、高次脳機能障がいの影響で、今までのようにうまくいっていないというエピソードを入れる予定であるんですが、もう一つ事例という形で。

ある日の朝、Bさんはいつものように朝食の準備をしながら少し体調の悪さを感じていました。気分が優れない、ものが見えづらいなどの症状があり、今日は仕事を休もうかと考えていたところ、ただの頭痛ではないと感じたBさんは、家族に助けを求め、救急車を呼んでもらいました。そして、その後意識を失ってしまいました。

ここで治療を受けたエピソードを追加しようと思っているんですが、それで、約7カ月ぶりに家に帰ったBさん、命が助かったことに感謝しながら体に気を付けて、仕事も頑張ろうと家族と話し合いました。Bさんの仕事は建築関係の営業職です。

職場に復帰したBさんは、また以前のようにばりばりと働こうとしました。しかし、何がうまくいきません。

今週は2回も大事な会議に遅刻してしまいました。書類の締め切りを過ぎてしまうこともありました。頑張ろうとするのですが、うまくいかずに疲れ果ててしまいます。以前はこんなことはなかったのに。それは、高次脳機能障がいかもしれません。

高次脳機能障がいとは、病気や事故などが原因で、脳の一部が損傷を受けた結果、注意、記憶、思考、言語、行為、感情といった高度な脳の働きに障がいが生じた状態のことを言います。

高次脳機能障がいは、進行するものではなく、リハビリテーションによって機能が向上したり、苦手になったことを補う練習をすることで、生活がしやすくなったりする可能性があります。年齢や障がいの程度により、利用できる制度やサービスがあります。お困りの方は、大阪府高次脳機能障がい相談支援センターにご相談ください。高次脳機能障がいに関する悩みごとやお困りごとなど、お声を聞かせてください。

例えば、脳卒中の後、会社で仕事がうまくいかない。事故の後遺症で高次脳機能障がいかもしれないけど、診断してもらうにはどうしたらいいの、家族が高次脳機能障がいで、どのように対応すればよいか分からない。どんな小さなことでもお気軽にご相談ください。

それで、高次脳機能障がい相談支援センター、大阪府立の障がい者自立相談支援センターの身体障がい者の支援課内にありますということで、連絡先だったり、QRコードも掲載させていただいているという内容になるんですけども。

次に②のところになります。高次脳機能障がいと診断してもらうには、発達障がい、認知症との違い、事故や病気で脳が損傷を受けた結果、注意、記憶、言語、感情といった高度な脳の働きに、障がいが生じた状態を高次脳機能障がいといいます。

主な原因は、脳血管疾患、外傷性脳損傷、その他低酸素性脳症、脳炎、脳腫瘍などが挙げられます。

発症直後の入院中は気付かなくても、退院してからいろいろな困りごとに直面し、以前と何か違うと気付く場面もあります。どうすれば診断してもらえるんでしょう。

診断のポイントは三つあります。一つは、事故や病気の発症の事実があり、それによって脳がダメージを受けたと確認できること。二つ目、①の脳のダメージが原因で、記憶障がいや注意障がいなどの認知障がいがあること。3番、②の認知障がいにより、日常生活または

社会生活に制約があること。除外項目として、身体障がいとして認定可能なものを除く。先天性疾患、周産期の脳損傷、発達障がい、進行性疾患を原因とするものは除く。

認知障がいは、生活の中でこのように表われます。表われ方としては、同じことを何度も聞く。同時に二つのことをしようとすると、片方のことを忘れる。約束の時間に遅れる。以前は気にならなかった隣人の話し声が、今は頭に響いていららす。声を掛けてもらわなければ自分から動くことが難しい。予定が変更になるとパニックになる。電車内で優先座席に座っている若者をいきなり怒鳴りつける。これらの症状の中には、発達障がいや認知症の症状と似ているものもあります。

発達障がいとはどう違うのでしょうか。発達障がいは、生まれつきの脳の機能特性によるものが原因と考えられております。高次脳機能障がいについては、事故や病気などによる後天的な脳損傷が原因です。

認知症については、どう違うのでしょうか。認知症については、アルツハイマー病や脳血管疾患により、脳の機能が持続的に傷害されることで、一時獲得された認知機能が低下していきます。高次脳機能障がいは、事故や病気などによる後天的な脳損傷が原因で、記憶や注意、感情コントロールなどが難しくなります。

高次脳機能障がいかもしれないので、診断を受けたいという場合は、まずかかりつけ医に相談してみてください。診断書は、その方の診療に関わる医師であれば作成可能です。お困りの方は、大阪府高次脳機能障がい相談支援センターまでご相談ください。それで、また高次脳機能障がい相談支援センターの案内などが最後に。というような形になっております。

というところで、今のところの案としては以上になります。あくまで作成途中の草案という形になりますので、ここからまたさらにイラストであったり、BGMを付けたり、ナレーションを付けたりという形になっていくんですが、あくまで現時点のものということで、お時間をちょうだいいたしました。

○事務局（大阪府地域生活支援課） 続きなんですけれども、この資料上記載していないんですが、同じく普及啓発ツールと、あと大阪府が公開している動画というところで、大阪府立障がい者自立センターでは、施設の紹介などの動画を YouTube 上で公開しております。公開している動画の一覧を今回の部会資料の参考資料6として掲載させていただいております。お時間があるときに、そちらもぜひご覧ください。

続きまして9ページ目をご覧ください。3番「大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」についてご説明いたします。当事業は、一般社団法人日本損害保険協会の助成事業である大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会の実行委員会に大阪府障がい者自立相談支援センター職員がメンバーとして参画し、医療・福祉などの関連専門職、当事者やその家族と協力して講習会を実施しているものです。

前回は、その性質を踏まえて2番の「普及啓発ツール」と切り分け、参考資料上での記載としておりましたが、前回でのご意見を踏まえまして、皆さまに知っていただく意味も込めて、今回議題資料に載せさせていただきました。

令和4年度の実施状況についてですが、今年度は「第3回大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」として、YouTube上でWeb開催いたしました。内容は、本編として「(1) 高次脳機能障がいとは」「(2) 当事者・家族・支援者の体験談」「(3) 当事者・家族会の活動紹介」「(4) 第2回の受講者アンケートの質問に答えるコーナー」、加えて特別編として「リハビリや訓練について」という題材で公開しました。事前申込者は、合計で430名となっております。

また、令和3年、令和4年度実施の講習会では、参加者へプレゼントするグッズであったり、チラシ・ポスターのデザインについて、大阪府立工芸高等学校の生徒さんにご協力いただきました。資料上記載はありませんが、本件の講習会は、すでにYouTube及び大阪府のホームページ上に掲載しております。2番の普及啓発用ツールができましたら、本件の講習会の動画と併せて、その両方を広い意味で大阪府の普及啓発用ツールとして使っていく方法で考えております。

次に4番「普及啓発用ポスター・グッズ等」についてです。高次脳機能障がいの普及啓発用グッズとしまして、これまで大阪府では令和2年度にクリアファイル、令和3年度にうちわを作成しました。今年度は、普及啓発用グッズとは異なるんですが、高次脳機能障がいの症状や相談窓口を周知する啓発用のポスターを作製いたしました。

ポスターのイメージとしまして、同じものを会場の奥のホワイトボードに貼付けをさせていただきます。加えて、白黒ではあるんですが、お配りしております資料の参考資料の7としてイメージを掲載させていただきます。

このポスターについてなんですが、議題2の医療機関一覧に掲載の機関も含めて、府内の医療機関285カ所へ配布させていただきます。今後は、市町村や基幹相談支援センターなど、関係機関に配布予定です。本日なんですが、このポスターを何部か用意させていただきますので、例えば施設内に掲示していただけるであったり、そういった方につきましては、会議終了後に地域生活支援課のオルセンでもいいですし、相談センターの職員でもいいですし、そちらまで気兼ねなくお声掛けいただければ、ポスターをお渡しさせていただきますので、気兼ねなくお声掛けいただければと思います。

そして、来年度作成の普及啓発用グッズについてなんですが、大学の学生と共同で作成する方向で現在調整中です。

次のページ、10ページ目をご覧ください。最後に、5番の「人材養成」についてご説明いたします。「令和4年度～対象者別に研修会を開催し、それぞれに必要な内容を実施。対象者が明確になったことで参加しやすくなり、内容も充実。」と記載がありますが、令和3年度までは下記の表の「市町村担当職員研修」「地域支援者養成研修」「相談支援従事者研修」の三つをまとめて「地域支援者養成研修」としておりましたが、それを三つに分割することで、誰がどの研修を受けたらいいかというのを分かりよくいたしました。それにより昨年度から参加者も増えまして、昨年度であればその3分野併せて参加者84名であったところ、今年度は三つの合計で参加者数150名となっております。

また、資料上記載していないんですが、いずれも Zoom で参加可というふうにさせていただきましたので、大阪府内の遠方からの参加者も増えました。令和5年度からは、これらに加えて、多職種連携について学べる機会として、議題1でもご説明しました地域支援のネットワーク再構築のための研修を実施予定です。

あと、今後希望する開催方法について、研修受講後参加者に対してアンケートを取りましたところ、「より受講しやすいよう会場とWebを選択できるようにしてほしい」というような意見が多かったので、令和5年度の研修につきましては、そうしたいわゆるハイブリット開催というような形にしていく予定です。

11ページ目をご覧ください。11ページ・12ページにつきましては、各研修で実施しました講義や演習の内容についてまとめてあります。中でも11ページ目の上段「市町村職員研修の講義内容」の内の講義②「失語症者への支援」につきましては、同じく大阪府の障がい福祉室内で失語症を所管しております、自立支援課と調整の上設けた講義となっております。来年度の研修についても失語症に関する講義を設けるなど、今後とも大阪府の障がい福祉室自立支援課の失語症事業との連携を行ってまいります。

資料の説明は以上です。さまざまな観点からご意見をいただければと思います。すみません、以上です。

○部会長 ありがとうございます。途中、スライドが放映されましたが。これは何だったんですか。何をどこで発表する紙やったんですか。

○事務局（大阪府地域生活支援課） すみません、いわゆる普及啓発用ツールの今つくらせていただいている令和5年度から掲載させていただこうと思っている普及啓発用ツールの案ということで、今お示しさせていただいたという次第です。

○部会長 いや、それはどこに出るのですか。冊子、それともこういうスライド。あるいはウェブサイト。

○事務局（大阪府地域生活支援課） 公開の形としましては、YouTubeであったり、大阪府のホームページ上に掲載するというのもう決めているんですが、今後としましては、例えば市役所であったり、そういった関係機関の窓口に放映するであったり、そういった形で調整できないかなあというふうには考えております。

○部会長 大阪府が作るものなので分からないことはないですけど、大阪市も堺市なども、相談機関としては並べといたらいいのではないですか。府民の立場からいくとおかしいですよ。

どうですか、啓発は非常に大事なんですが、一生懸命大阪府さんがやってくれているんですが、事務局、何かご意見。こうしたらいいのではという、そういう何かご意見はございませんでしょうか。

ポスターはすでに配られているんですね。

○事務局（大阪府地域生活支援課） はい、府内の医療機関に配らせていただきまして、今後も市町村であったり、そういった基幹相談支援センターの方に配布を予定しております。

配布の時期は3月中に配布を予定しております。

○部会長 ぜび欲しいのは、私の立場、個人的な立場はありますが、大阪府の救命救急センターの家族の待合室には絶対に貼らないといけないと思うんですが。それが貼られている自信はありますか

○事務局（大阪府地域生活支援課） すみません、これから貼っていただく方向で調整していこうと思います。

○部会長 事務局中村先生どうですか、何かそういう救命救急センターの待合室に貼ってもらう。なんか昔そういう伝手はありませんか。もうないですか。

○事務局（大阪府立障がい者自立センター） 自立センターの中村です。救命センターの方にも勤務はしていましたが、当時はまだ高次脳機能障がいという言葉を書くことはありませんでした。昔も現在もそのような患者を多く診療されているということはあると思います。

ただ、患者家族が救急外来に来た際、あるいは見舞いなどで来た際にポスターを見て高次脳のことを考えるというのは、救命のときにはそこまで余裕がないのではないかなあという気はいたします。

○部会長 ありがとうございます。ただまあ、将来こうなるかもしれんから冊子もらっとかかかね、なんかそんなんがあってもいいのかなあ。ありがとうございます。何か普及啓発について、ご意見をどうぞ。

○委員 医師会ですか。開業医の年齢中央値は63歳ぐらいと推定されています。私を含め地域の開業医にとって高次脳機能障害というような概念は学生時代に学んでいないと思いますので、きちんとした情報提供が必要だと思います。最近、大阪府医師会の研修では基本的知識を提供するのは動画を配信し、集合研修では事前提供の動画の視聴を前提に実習やグループワークなどをするという形での研修が始まっています。医師会員やコメディカルの方たちに向けた動画などを作っただけなら、医師会のホームページからアクセスできるようにして正しい知識を持てるようにしてみたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。私も何遍もしゃべらせていただいているんですが、今ちょっと頭に浮かんだのは、年金のポイントとか、労災のポイント、交通事故診断書のポイントみたいなのを私だけでは駄目なので、もうちょっと別の専門家、あるいは弁護士なんかも交えて、何かの冊子をこしらえて、あるいはホームページで出したらいいのかなと、思い付きでございますが、そんなことが頭に浮かびました。

他どうでしょう。熊取町の立場で、何でも。熊取町は立派な。今名前が変わったんですね、七山病院。拠点病院になっているやろうしね。どうぞ。

○委員 そうですね、町内七山病院さんが協力の医療機関になっているということで、心強いと思っております。市町村の立場から申しますと、先ほども、この高次脳機能障がいは治療をいったん終わられて、かなりたった時間であれっと思うケースがあるというご意見がありました。やっぱり市町村の窓口に来られるのは、もう事故からかなりたって、それで

もやはり何年もたったけども、職場でうまくいかないとか、家族関係がうまくいかないとかというようなことで、もう最後にたどり着くみたいなケースがあるように感じます。

でも、その時点では、治療からも離れておられたりして、私どもとしてはサービスを必要に応じてお出しすることはできるんですが、なかなか元のリハビリに戻ったりとかというところまで、いろいろ相談支援機関とかとも調整したりはするんですが、たどり着けないケースとかもあるように感じておりますので、早い段階で有効な手立てができるような仕組みをもっと整えることができたらいいなと思っております。

大阪府さんの方も、いろいろ周知啓発をやっていただいているんだということを改めて思いましたが、なかなか一般の方にはまだまだ周知されていないんだなということですね、改めて感じているので、例えばこのイオンモールでやっていらっしゃる啓発とかも、私も泉佐野であるときには拝聴させていただきました。それで、グッズとかもいただいたんですが、せっかくやっていただいているので1年に1カ所と言わず、2カ所か3カ所かやっていただけたら、もっとありがたいのかなと思っております。

そして、私どももなかなか日々の業務に追われて勉強する機会もありませんので、どんどん一緒に勉強させていただけたらなと思っております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。他にあったら手を挙げてください。羅針盤は昔阪急バスに流れる高次脳機能とはなんていうのを出されたり、あるいはネットワークよりも自分のところでグループホームをつくっちゃおうかというような、割合何でもやってはるんですが、何でもやってはる立場からこういうのが足らんというのは。

○委員 羅針盤は豊中で32年程、高次脳機能障がいの方の支援をおこなってきました。その中で、すごく身近な問題であるはずなんですが、事故も病気も、誰がいつ、どういうふうにして起こるか分からない。

生まれつきの障がいだと、ご家族の方がこの子のためにという形で支援が広がっていったと思うんですが、一家の大黒柱、家族の中心の方が倒れて、今まで福祉と関わっていない方たちがそういう状況に陥るので、ご家族が高次脳機能障害の問題・課題を発信していくという力を持っていないケースがほとんど。

その中で羅針盤として何をしていけるかというときに、納谷先生がおっしゃっていた阪急バスの中に自動で回転する広告があり、その広告スペースを活用し、中途障がい、高次脳機能障がいという事をもっと知ってほしいということで、バスに乗っている人が自然に目に入るような形で、それも自分たちでお金を出してという形ではなく、そういう協力をしていただける団体の協力で実施することができた。

他に、2年に1回ぐらいのペースでチャリティーコンサートという形で、大阪府さんとも1回一緒にやらせていただいたんですが、大阪にゆかりのある、桑名正博さんだったり大西ユカリさんだったり、あと浜村淳さんとか。そういう方を呼んで、音楽の演奏と、当事者の方に登壇していただいて、高次脳機能障害の状況を知っていただくという機会をつくりました。だいたい1回のコンサートで1500人ぐらいの方に来場していただくことができ

ました。

これらの活動にマスコミも注目してくれて、各テレビ局ので放送してもらうこともできたり新聞で取り上げていただいたりして。豊中の中では、そういったおかげで羅針盤といえは中途障がい、高次脳機能障がいという形で浸透していったのではないかと思います。

今回の啓発ツールのにも委員として参加させていただいているんですが、本当は最初の方に意見として、やっぱり動画でも。大阪府さんが介護の関係のお仕事。働く人を集めるために吉本新喜劇とNMB、芸人やアイドルの方とで介護ってこんな仕事というのを動画でされているんですが、そういう形で高次脳機能障がいのこともコント形式でやるとかだったら、関心をもってもらえるのではと思いました。

福祉とか障がいということだけではなく、芸人に興味があって、たまたま YouTube で目にするとかという形があれば、もっと広がるのかなと思ったんですが、今回ちょっと予算の都合でそういった方法はできないと。

高次脳機能障害についての様々ケースを挙げると、情報があまりに多過ぎて見てもらうこともできないかなということで、学生のケースと、社会人で、仕事に復帰しようとしたというケースだったんですが、復学や復職までに至らない重度な高次脳機能障がいの方たちもいるので、本当はそういうところも提示できればという意見もありましたが、まずは比較的理解していただきやすいような事例ということで、渋々ではありますが、二つのケースに絞ったという形になっています。

作成に当たっては、ここのリハセンのドクターの方とOTの方や当事者の方、当事者の家族会の方と、私のような日中活動の事業所など、様々立場でいろいろ意見を出し合って、動画の作成の方に今当たっているというような形です。おそらくまだまだ不十分な点があると思うので、また今日いただいた意見も反映しながら進められたらなと思っております。以上です。

○部会長 はい、ありがとうございます。羅針盤は歴史もあるし、規模も大きいです。だから、小規模な高次脳をやっているいろんな作業所等イベントをやりたいなと。そんなところに大阪府のところが呼び掛けて、やってもらえるといいのかなと思います。堺市さん、どうぞ。

○小須田委員 すみません、堺市でございます。堺市は高次脳の相談、リハビリにつきましては、生活リハビリテーションセンターの方でさせていただいているところなんです。今大阪府さんの方で普及啓発ということで、いろいろ工夫されてやっているなと思いました。やっぱり、何で普及啓発をするのかということで、基本的なところを一般の方に広く知ってもらうところ、そこは一番今の時点では大事なのかなと思います。

やっぱり続けていって、最終、最終といいますか、こういった形がいいのかなと思います。と、人材を支援する人を増やしていくということが一番のポイントなのかなというふうには思います。

あと、広く普及するためにいろんなテーマとか、いろんな事例も踏まえてやっていく上で、

たぶん年数がかかってくるのかなと思いますが、そういう興味を持って支援する人をいかに増やしていくかというような体系的なところもなかなか難しいのかもしれませんが、頑張っただけならなというふうに思います。以上です。

○部会長 ありがとうございます。順番があれですが、田邊先生、保健所、コロナで今ほっとされている時期かと。まだですかね。何かご意見があれば。

○田邊オブザーバー 保健所という立場は基本的には医療へのつなぎという形にはなるのかなと思うんですが、やっぱりここで何が一番問題となっているのか。例えば、結局入り口の部分で、患者さんへの説明も、その患者への高次脳機能への診療がどの程度。説明を受けているのか入り口の部分ですね。例えば、退院のときに家族にどうやって説明をしているのかというところが、やっぱり課題かなと。

だから、医療機関か入り口の先生方の、とか逆にコストアップのタイミングであったり、その人が逆に家に。家に帰って、家族に一度説明していれば、それでおかしいなと思ったときに医療機関に行ける。医療機関に直接行けるかもしれないですし、説明していないとなると、基本的にはその人が障がいが出て、じゃあどこに相談に行けば、となると、市町村になるのかなと思うんですが、市町村への理解度がやっぱりどの程度圏域ごとに進んでいるのか。

やっぱり、各段階のその人の病歴というか、その進展具合に応じた周りの支援がどこまでできているのかというのをまず圏域ごとに比べてみてもいいのかなと。そこで足りていないところにどうやって手を差し伸べるかというところの視点が基本的には比較して行って、啓発であったり、研修であったりとかは力を入れていってもらってもいいのかなと感じた次第です。以上です。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 以前に交野自立センターで啓発事業をさせていただいていましたが、やはりしぼんでしまっている状況にあります。高次脳の啓発のところを今お話しになっていますが、イオンモール1カ所だけでは、啓発というところは難しいのではないかと考えております。できれば、高次脳月間とか言った感じで一定期間テレビに特徴もあわせて流すとか、以前に大阪府が里親のことで大々的に新聞に掲載されていましたが、何も知らない主人も里親になってみようかみたいなことも言っていたりして、日ごろよく知らないもそれを見て下さるし、大々的に広まるようなことができたらいいなとおもいます。お金の掛かることでもありますが、そういう感想です。

それと、もう一つ啓発用ツールが非常に分かりやすくありがたいなと思っております。これが完成されましたら、皆さんに見てもらえるような形にもしたいなと思います。また、どのタイミングで見ただけなのかというところが、結構みそかなと思うんですけれども、多くの人に見ておいていただくのが必要かなと思います。

また、病院で高次脳かもしれないと言われて、8050で年老いたお母さんお父さんが訪ねてこられて、息子がこれから退院するけどどないしようというご相談が数件ありまして、

送り出す側の病院が高次脳機能障がいのことあまり詳しくなく、こういうネットワークや相談支援事業所もご存じないという病院もありますので、できれば病院の相談員さんとかにも見ていただく必要があると思います。MSWは、高齢の支援をされている方が多いので、こういうのを見ていただける機会があったり、研修とかにお誘いできたらいいなというのは思っております。

ポスターも有効かなと思いますので、このようなポスターをぜひ今日は持ち帰りたいなと思っております。

ちょっと動画の中で気になったところがありまして、いろんな方法があるよというふうに簡単に、それをすれば治るんだみたいな場面が1カ所ありまして、私どもに相談に来られる方は、常に誰かが付いていないといけないような高次脳の方が私たちのところに来られます。そういう方々のご家族がそれを見られたときに、なんか誤解されるようなことになるので、もうちょっと書き方については、よく検討いただけたらいいなというふうには感じました。以上でございます。

○部会長 はい。生きていくだけで精いっぱいみたいな人がいっぱいいらっしゃいますよね。ただ、就職できる人はしていただきたい。ただ、就労に関する機関は山ほどありまして、大阪府、堺市の支部、それから就ボツ、移行事業所、どこへ紹介したらいいのか正直分からないんです。何かどうぞ、ご意見をよろしくお願いします。

○委員 ありがとうございます。就労支援の機関がたくさんあって、というようなところは私も。特に大阪は就労支援に力を入れている自治体ということで、恵まれている半面分りにくさがあるなと思っております。一言で答えにくいところではあるんですけども。

○部会長 いや、何でもいいですので。

○別所委員 はい。お仕事をこれからされるということであれば、大阪だとハローワークにまずいったん行っていただくと、そこからどういうところに相談に行かれるといいかという振り分けといいますか、紹介はしてもらえるのかなという感じはしています。あとは、おっしゃっていただいた移行支援だとか、就ぼつさんだとか、そういったところでの機能の中で、やっぱり高次脳機能障がいの支援をする方、支援者向けにそれぞれの機能とか役割についてだとか、どこにどんな機関があるかということについて、もっと分かりやすく一覧化したものがあると、病院のワーカーさんたちがどこに何を頼んだらいいのかとか、紹介したらいいかというのが分かりづらいというのも、もしかすると一つ解消されるのかなと思ったりしています。

あと、支援者の方であまり高次脳に詳しくない方がケースといいますか、高次脳機能障がいの方の相談をするに当たって、どうしたらいいのかというのを個別事例について相談できる窓口があるといいなと思うんですが、もしかしてあるのかもしれないんですが、拠点病院さんとか相談支援センターとか、そういったところがまずよく分からないときにどこに相談すればいいのかということが分かるようになっていると、多くの障がい者の方のサポートにつながりやすいかなと思っております。

それから、普及啓発については、すごく充実しているなというふうに思っていて、私の立場だと民間企業の方、人事総務の方とかにこういう情報が行き渡るといいなと思うんですが、一府民としてこういう情報に触れていただくということで、また周知が広がっていくのかなという期待をしております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。何かまだ付け加えることがございましたら。どうでしょう。

○委員 なるほどと思いました。もうちょっとたくさんいろんなものを、いろんな視点から機会を増やそうと思うのであれば、例えば産業医の研修会とか、学校医の研修会とかなんかもにも研修に行ってもいいでしょうし、発達障がいとか認知症の研修会はわれわれもやっているんですが、鑑別の対象の一つとしてこういうのを入れ込んでいくと、もうちょっと増やすこともできるかなと。それから、作業所やMSWの協会の研修なんかも入れていただくというのもいいかもしれないなと思いました。

また、全然話が違いますが、2025年から40年になっていって、介護人材が圧倒的に足りなくなってしまうという世の中になってしまうということです。色々と考えているなと思っています。

○箱嶋オブザーバー 東大阪子ども家庭センターの箱嶋と申します。普及啓発用ツールの中で、動画とかという形で YouTube とかで配信されると非常にいつでもどこでも見られるというのはいいことなんじゃないのかなというふうに思うんですが、ただこれは数年かけてためていかれて、いつでも見られるようにというようなイメージじゃないかと思うんですが、できた当初というのはすぐ。いろんなポスターですとか、なんか周知するんだけど、だんだん忘れ去られていって、そもそもアクセスする場所がどこだったのかが分からなくなってしまうとかですね。

あるいは、おそらくそういうことで困っておられる方が何かないかなと思って探しても、高次脳機能障がいというキーワードそのものを入力できない可能性の方が。言葉を知らないから入力できないイコール検索もできないというふうなところで、置き場所がなかなか分からんようになってしまわないかなというのを一つ思ったりするんです。

ですから、そういう意味で言うと、せっかくこう作ってためていかれるんだったら、例えばことあるごとにその在りかをお示しするような取組みをされるとか、あるいは高次脳機能障がいという言葉じゃなくて、何か引っ掛かるような検索ワードをいっぱいつくって掲示するとか、そういうふうなことを考えていければ、誰でもこの制度を使ってもしやすくなるような取組みになるんじゃないかなと思いました。以上です。

○部会長 ありがとうございます。辻野先生、何かありますか。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） 普及啓発において、むしろ医師の場合は理屈っぽいですし、下手な知識もありますので、行政的な定義による高次脳機能障がいは、医師には分かりにくいという面がある可能性があると考えております。

というのは、純粋に医学的用語で言うならば、高次脳機能障がいの中には、先天性な知的

障がいも、認知症も含まれてしまうからなんですね。さらに細かいことを言いますと、医師としてちょっと引っ掛かったのはさっきの動画の中でも脳血管障がいによる認知症は認知症だけど、脳卒中によって知的機能を失うのを高次脳機能障がいというというような非常にあいまいな分類がされていたりするところが、たぶん医師は引っ掛かると思うんですね。

現場ではしかしながら、脳血管障がいであっても、認知障害が進行するような脳血管障がい、多発性脳梗塞みたいなものであっても、患者さんが希望されれば、もう高次脳機能障がいとして診断するわけなんですけれども、このあたりが実に分かりにくい可能性があるなとちょっと感じました。

○部会長 おっしゃるように、なんかちょっともごもご言っていましたね。そこはまた整理されたいと思います。なんか今の話を聞いていて、私はまったく知らん方に知らせるのはどうするのかというのと、知っている人にもっと詳しい情報をどうしたらいいのかと、その二つに分かれるのかなと思いました。先ほどご指摘いただいたような、二次相談ができる場所ですね。ある程度、例えば病院のリハビリスタッフには、あの人は高次脳機能障がいだなどと分かっているんですが、ほんなら次どうしたらいいのかという二次障がいの相談はどうしたらいいのか。

国がやっていますよね、遠いところで。国の遠いところに電話するわけにもいきませんので、大阪府なり堺市なりというのは、ここに言ってくればあったらというような二次相談窓口。何も患者を取るといふんじゃなくて、そういうのもいいご提案だなと思うんですが、何かご意見はありますか、事務局の方で。

○事務局（大阪府地域生活支援課長） 今日のご議論ありがとうございます。地域生活支援課長の高橋でございます。今ご質問いただいた、このチラシにも書かせていただいているんですが、高次脳機能障がい者医療リハビリテーションセンターにおける相談部門ですね。大阪府障がい者自立相談支援センターが担っているところですが、ここはご家族、ご本人からの相談以外のですね。いわゆる地域支援ということで、事業所さま、支援者さまからのご相談も受けさせていただきますので、そのあたりをもう少しケアさせていただくようにしたいと思います。

私ども地域生活支援課では、今日高次脳機能障がいのご議論をいただきました。今日のご議論の中でも発達障がいのお話も出てきました。また、昨年医療的ケア児支援法も施行されました。そういったことを担当しております。

また、それぞれいろんなところでいろんな取組をされているのを知っておりますので、そういったいい取組をぜひ他の分野。例えば発達障がいで行われていることであれば、それを高次脳機能障がいでもやっていただくとか、普及啓発であれば、今発達障がいの場合は世界自閉症啓発デーというのが4月2日に設定されておりまして、そういう週間が設けられております。もしかしたら高次脳機能障がいもそういうふうに週間みたいなものを定めて、皆さんと一緒にやらせていただくということが出来るかもしれないなと思いました。

また、市町村さんとの連携では、今医療的ケア児の関係ではグループ会議というものを出していただいて、支援センターができるということについてご協力をお願いしているところでございますので、こういうふうな取組みをぜひ横展開というか、他の分野でも広げていくようなことをさせていただきたいというのが今日の感想でございます。

こういうふうに皆さん集まっていたいて、非常にたくさん知見をいただいたので、ぜひご意見を反映して、生かしていきたいなと思っております。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございます。例えば、頭をけがしたり病気になると、体と認知機能と精神機能と、あと何でしょう、自立神経機能であったり、いろんなものがやられますので、課長がおっしゃったようにいろんなところと連携が必要になってくると思いますので、そういう意味では、私はいつも障がいの百貨店やと言うとるんですけども、まさに障がい福祉の原点の一つではと思います。では、本日はどうもご協力ありがとうございました。

○司会（大阪府地域生活支援課） はい、納谷部会長、長時間の議事進行をありがとうございました。委員の皆さま方も、活発にご議論をいただきますとともに、多くの貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。本日は限られた時間でのご議論でしたので、またご意見等がございましたら、事務局の方までお寄せいただきたいと思います。今後、いただいたご意見等につきましては事務局で整理を行わせていただきます。議事録につきましても公開を予定しておりますので、趣旨確認をそれぞれにさせていただきたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは、これを持ちまして『令和4年度第2回高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会』を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（終了）